

～資源の持続的な利用につながる木材・木材製品の調達を推進～
クリーンウッド法「第二種登録木材関連事業者」登録を完了

大建工業株式会社（大阪市北区中之島、社長：億田正則）は、8月1日、木質フローリングの製造・販売に関して、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称 クリーンウッド法）」における「第二種登録木材関連事業者」の登録を完了いたしました。なお、グループ会社3社（セトウチ化工株式会社、株式会社ダイフィット、株式会社ダイウッド）につきましても、既に「第二種登録木材関連事業者」の登録を完了しております。

クリーンウッド法は、民間取引における合法伐採木材の利用促進を目的とし、木材等の製造・加工・輸入・販売事業者、もしくは木材を使用した住宅関連事業者などの木材関連事業者が取り組むべき措置について定めています。その中で、合法伐採木材等の利用を確保するための適切かつ確実な措置を講じる木材関連事業者は、登録実施機関において登録を受けることができ、事業の内容に応じて「第一種登録木材関連事業者※1」または「第二種登録木材関連事業者※1」の名称を用いることができます。

【登録の概要】

- ・登録実施機関： 公益財団法人 日本合板検査会
- ・木材関連事業者の別： 第二種登録木材関連事業者
- ・対象事業所と登録番号、木材等の種類（登録日）：

大建工業株式会社 内装材事業部、三重工場

JPIC-CLW-II-57号 突き板、合板、フローリング（8月1日）

セトウチ化工株式会社 JPIC-CLW-II-50号 合板、フローリング（6月13日）

株式会社ダイフィット JPIC-CLW-II-51号 合板、フローリング（6月13日）

株式会社ダイウッド JPIC-CLW-II-48号 突き板、合板、フローリング（6月5日）

当社グループでは、お客様の期待に応える製品・サービスの提供、人と環境が共生できる持続可能な社会の実現を目指すために『DAIKEN 調達方針』を定めており、その中で環境負荷低減を目指したグリーン調達を推進しています。グリーン調達基準においては「資源の持続的な利用に繋がる木材・木材製品の調達」として、合法性※2が確認できない木材・木材製品を排除し、管理された森林※3から産出された木材（森林認証材、国産材、植林木など）やリサイクル材（木質繊維板など）の利用を推進することにより、資源の持続的な利用につながる木材・木材製品の調達活動を推進しています。

今後引き続き、持続可能な社会の実現につながる調達活動に取り組んでまいります。

※1 木材関連事業者における第一種と第二種の区別について

- ・ 第一種木材関連事業者：木材関連事業者のうち、下の(a)～(d)の事業を行う事業者
 - (a) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）
 - (b) 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）
 - (c) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業
 - (d) 木材等の輸入を行う事業
- ・ 第二種木材関連事業者：
木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業を行う事業者。

※2 合法性：伐採に当たって、原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたものであること。

※3 管理された森林：施業計画に基づき、「成長量に見合った伐採を行っている」、「伐採後に適切な植栽を行っている」など、木質資源を循環的・持続的に利用するため、森林の保続に対する適切な管理がなされている森林を指します。

以 上

※ここに掲載されている情報は発表時のものであり、ご覧になられている日と情報が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。